

## 議案第59号

### 鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次に掲げる事務は、市町村が処理する。 (1)及び(2) 略  <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略	(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次に掲げる事務は、市町村が処理する。 (1)及び(2) 略 <u>(3) 同和関係者の子等に対する資金の貸与のための教育委員会規則に基づく事務のうち、別に教育委員会規則で定めるも</u> <u>の</u> <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。